

埼玉県町（丁）字別人口調査要綱

(昭和53年11月14日企画財政部長決裁)

施行 昭和53年11月14日

改正 昭和54年6月12日、平成元年8月15日、平成6年8月8日

平成9年4月1日、平成9年5月6日、平成16年4月1日

平成21年4月1日、平成23年10月1日、平成24年10月1日

1 調査の目的

この調査は、市町村の町（丁）字別の年齢別及び男女別人口をあきらかにし、県行政の適切な運営に資することを目的とする。

2 調査の根拠

この調査は、埼玉県統計調査条例（平成20年埼玉県条例第60号）第2条に基づく県指定統計調査として実施するものである。

3 調査の期日

この調査は、毎年1月1日午前零時現在によって行う。

4 調査対象

市町村

5 調査事項

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に1月1日午前零時現在において記載されている事項のうち、日本人、外国人別の次に掲げる事項とする。

(1) 町（丁）字別の世帯数

(2) 町（丁）字別の年齢各歳別の男女別人口

6 調査区と成る町（丁）字の指定

(1) この調査の調査区となる町（丁）字は、知事の作成する町（丁）字名一覧表のとおりとする。

(2) 市町村長は、(1) の調査区を変更しようとするときは、あらかじめ知事と協議するものとする。

7 調査票の作成及び報告

市町村長は、上記5に定める事項に関して、知事の定める電磁的記録形式により「町（丁）字別人口調査票」を作成し、知事への報告を行う。

8 報告期日

前条の報告期日は、毎年1月下旬とする。

9 交付金

県は、市町村に対し、毎年度予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

10 結果の公表

知事は、調査結果を速やかに公表するものとする。

11 報告の修正

上記 10 の後に上記 7 の報告の修正が必要になったときは、市町村長はその理由を付してその旨を速やかに知事に報告する。

12 関係書類の保存

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	1年	正本 知事 副本 市町村長
集計結果票	5年	知事

附則

この要綱は、昭和53年11月14日から施行する。

附則

この要綱は、昭和54年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年8月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年5月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。